

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・ 処遇改善等加算に「11年以上」の区分が新設、加算率が4%に～子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議が開催される～…………… 1
- ・ 認定こども園「運営規定」・「重要事項説明書」モデル例が示される…………… 6
- ・ 「保育所リーダー トップセミナー」申込受付中…………… 7
- ・ 「第10回権利擁護・虐待防止セミナー」申込受付中…………… 10
- ・ 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む』を刊行（全社協出版部）  
～これからの就学前に求められる学校教育 保育への理解を深める一冊～…………… 10

## ◆処遇改善等加算に「11年以上」の区分が新設、 加算率が4%に◆

～子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）  
合同会議が開催される～

去る1月22日（木）、国の「子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議」が開催されました。

会議冒頭、先の内閣改造で引き続き内閣府少子化対策担当大臣に就任された、有村治子氏より「平成27年度政府予算案が閣議決定され、子ども・子育て支援新制度に係る予算として、5,127億円が確保され、量の拡充と消費税率10%実施時に行われる質の改善が新制度初年度からすべて、実施できることとなった。日本の未来に責任を負う国の最優先課題として国民の支持を受けたと理解している。また、関係者が大同団結して困難を乗り越えた結果でもある。4月の施行後も平坦な道ではないが、次世代に貢献できる仕組みと意識を持って1兆円超の財源確保にむけて取り組んでいく」

旨のあいさつがありました。

今回は、(1) 平成 27 年度予算案について、(2) 公定価格について、(3) 地域子ども・子育て支援事業等について、意見交換が行われました。

### ○ 処遇改善等加算に「11 年以上」の区分新設、加算率は 4%に

保育士、幼稚園教諭等の処遇改善については、平成 27 年度予算案において、仮単価提示時と同様に「+3%」の給与改善を実施することが盛り込まれています。この給与改善を行うために、公定価格上、「処遇改善等加算」を設けて対応することとしています。

現行の加算率の区分の上限である「10 年以上」よりも長い場合の対応については、財源の確保とあわせて実施することが、これまでの議論を通して以下の内容に整理されてきました。

#### ①加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象

⇒ 給付費等の対象施設・事業所の他、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設や小学校等の教育施設等を加える。

#### ②現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応

⇒ 「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在既に実施している取組が継続して実施できるようにする。（更なる期間の延長は、財源の確保と合わせて実施。）

#### ③処遇改善の計画の策定や実績の報告を求める仕組み

⇒ 保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等の要件を課した上で、質の改善項目として実施する部分（平均+3%）については、確実に賃金改善に充てることを要件とする。

#### ④キャリアアップに対応した仕組み

⇒ キャリアアップに対応した仕組みを導入することとし、具体的には、以下の i、ii の要件を満たさない場合には、加算率を減算する。

i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等

ii) 資質向上のための計画策定等

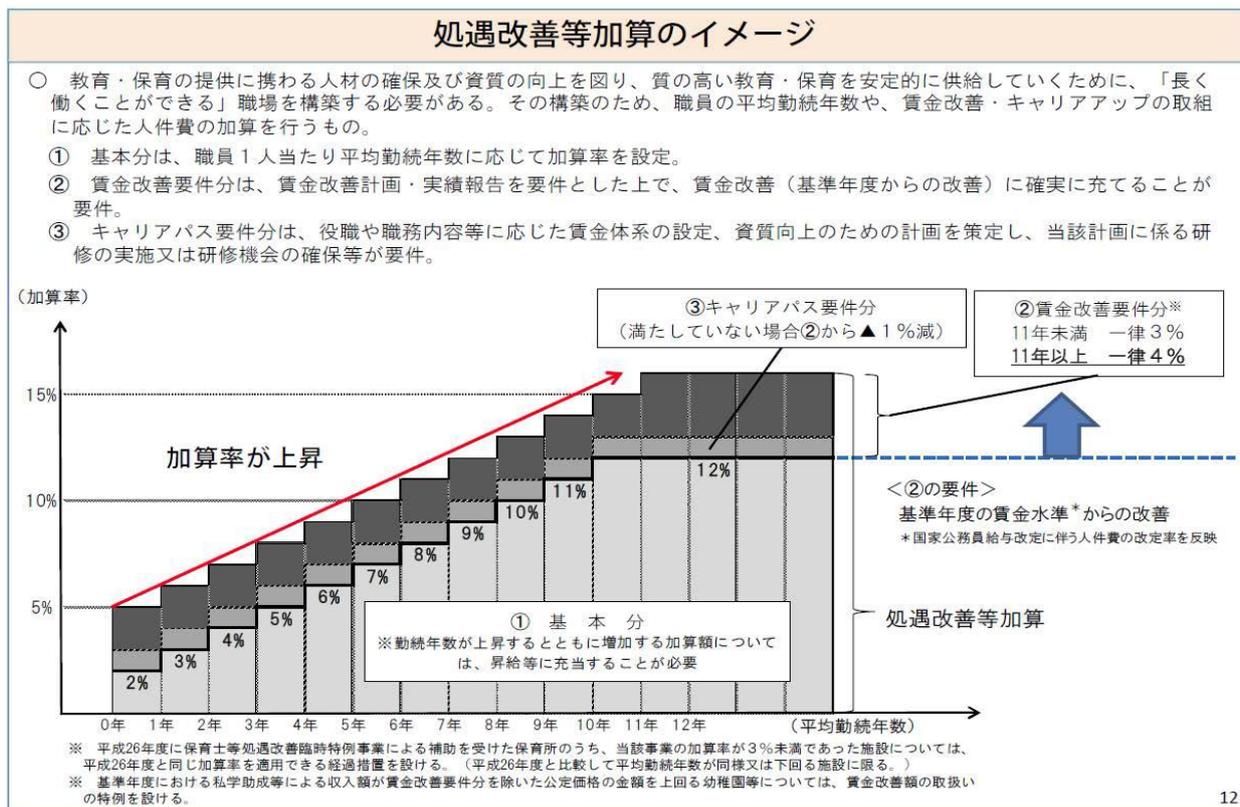
平成 27 年度予算案の編成を受けて、以下の点が新たに盛り込まれることとなりました。

- 「②現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応」の要素については、「11年以上」の区分を新たに設け、加算率を4%とする。
- 平成26年度の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定による影響分（質の改善事項として実施する+3%とは別に改善）については、確実に保育士等の職員の給与に反映されるよう対応。
- 「③処遇改善の計画の策定や実績の報告を求める仕組み」の導入により、給与改善が確実に行われることが担保されることから、株式会社等に固有の制限は設けないこととする。

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築するため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算を行うものであることから、下記の点が要件等として示されています。

- ① 基本分は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。

なお、上記③キャリアパスの要件を満たしていない場合は、一律1%が減算されます。



### ○ 延長保育事業の短時間認定の実施要件、算定方法が示される

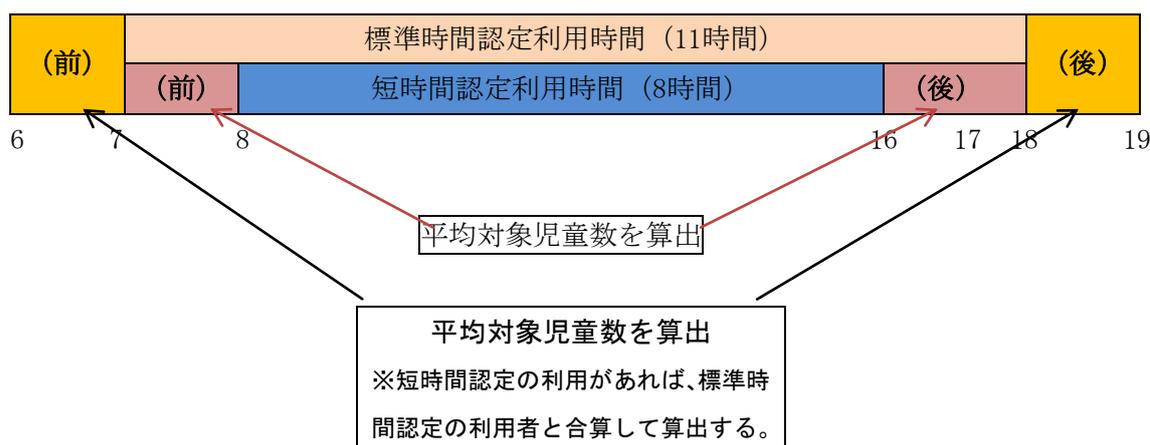
市町村以外が設置する保育所、認定こども園等において実施する延長保育事業に短時間認定にかかる実施要件や算定方法について、次頁の内容が新たに示されました。

#### 【短時間認定の実施要件】

- 11時間の開所時間内における延長保育

- 1時間延長：利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施  
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
  - 2時間延長：利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施  
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
  - 3時間延長：利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施  
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ※平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均（小数点以下第1位を四捨五入）
- 11時間の開所時間を超える延長保育
  - 各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様
  - 各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出
  - 利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び、対象児童を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出

(例) 開所時間：7～18時、コアタイム:8～16時に設定した施設



**【短時間認定の算定方法】**

- 延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- 複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- 補助額算定@単価×在籍する短時間認定児童数

**【算定例】** 保育所に在籍する短時間認定児童数が5人、1時間延長の平均対象児童数が1人以上である場合

17,200円 (保育所・1時間延長単価) ×5人=86,000円 (補助基準額)

なお、標準時間認定（家庭的保育を除く）の実施要件や算定方法については、現行どおりです。

また、訪問型延長保育事業が新たに創設されました。本事業は、居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるために、当該児童の居宅において実施する事業です。

延長保育事業の詳細は、下記資料をご参照ください。

「子ども・子育て会議（21回）、基準検討部会（25回）」資料7 地域子ども・子育て支援事業（スライド21以降）

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_21/pdf/s7.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_21/pdf/s7.pdf)

### ○ 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要について

平成27年度の放課後児童クラブ関係予算案は、575.0億円に対前年度比191.3億円の増となっています。

量的拡充では、受入児童数が、1,105,656人で、平成26年度より約16.9万人の増、補助対象に、10人未満の放課後児童も対象となりました（特例分〔開設日数200～249日〕も同様）。また、質の改善では、以下の項目が拡充・新規として示されました。

- |   |
|---|
| <p>① 放課後児童クラブの開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】※<br/>保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、<br/>(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ<br/>(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。</p> <p>② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】※<br/>放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。</p> <p>③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】※<br/>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。</p> |
|---|

※各事業の予算額は、放課後児童クラブ関係予算の内、運営費等431.7億円の内数（全保協事務局注）

なお、出席委員からは、子ども・子育て支援新制度に係る平成27年度予算案の内容について、おおむね賛同の意が示されました。一方、処遇改善等加算の取り扱いにおいて、キャリアアップに対応した仕組みの導入とあわせて、専門性の基準を示す必要があることや、非正規職員の勤続年数の考え方等について、意見が出されました。

非正規職員における平均勤続年数のカウントの考え方については、事務局より後日通知を発出する旨の回答がなされました。

子ども・子育て支援にかかる平成27年度予算案の概要は、全保協ニュース№14-18（平成27年1月14日発行）をご参照ください。

次回の子ども・子育て会議は2月5日（木）に開催され、公定価格の本単価が示される予定です。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## ◆認定こども園「運営規定」・「重要事項説明書」 モデル例が示される◆

～子ども・子育て支援新制度 地方自治体担当者向け説明会 平成27年1月23日～

平成27年1月23日、地方自治体担当者向け「子ども・子育て支援新制度」説明会が行われました。1月22日の子ども・子育て会議で示された「平成27年度予算案」をはじめとする資料に加え、新たに「認定こども園の運営規定モデル例」及び「認定こども園の重要事項説明書モデル例」が示されました。

「重要事項説明書」については、利用申込者に交付をして説明を行い、教育・保育の提供の開始について同意を得る方法等について、以下の取り扱いが示されています。

**子ども・子育て支援新制度 地方自治体担当者向け説明会（平成27年1月23日）**

### 資料9-7-3【抜粋】

- 特定教育・保育施設は、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に規定する事項を記載した「重要事項説明書」を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ることが必要。
- 入園内定後から実際の入園までの間に保護者説明会等の場で配布し説明する方法や、園児募集時に配布し説明する方法（その後内容に変更が生じたときは変更事項の説明が必要）等が考えられる。また、利用申込者の承諾があれば、書面ではなく、メール等でも可能。

- 重要事項説明書に記載すべき事項が募集要項その他の書類で網羅されており、当該書類をもって利用申込者に対する事前の説明及びそれに基づく同意が得られている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はない。

※文中下線全保協事務局

重要事項説明書 記載事項【事項のみ抜粋】

1. 施設の目的及び運営の方針
2. 提供する教育・保育の内容
3. 職員の職種、員数及び職務の内容
4. 教育・保育を行う日及び時間等
5. 保育料等
6. 利用定員
7. 利用の開始及び終了に関する事項等
8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策
9. 要望・相談の受付
10. 保険に関する事項
11. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

※「認定こども園の運営規定モデル例」は、内閣府ホームページ>子ども・子育て支援新制度説明会 からご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270123/index.html>

## ◆保育所リーダー トップセミナー 申込受付中◆

本紙No.14-18でもお知らせしたとおり、平成27年2月9～10日の2日間、『保育所リーダー トップセミナー』を東京ビッグサイトにおいて開催します。

本研修は『保育所長の研修体系』（平成21年度／全保協）にもとづき、平成22～24年度の3年間「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきた内容をふまえ、子ども・子育て支援新制度も見据えながら、保育所リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に『保育所リーダー トップセミナー』と研修名・内容を改編して、開催するものです。

お申込みは、開催要項を全保協ホームページからダウンロードの上、名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店へFAX（03-3595-1119）にてお送りください。その他、セミナーの内容に関するお問い合わせは、全保協事務局（TEL 03-3581-6503）までお願い申し上げます。

なお、申込締め切りを過ぎても、定員余裕がある場合は、引き続き参加をお受け

しております。お早目にお申込みください。

開催要項はこちらのリンク先から取得できます（全保協ホームページ）

⇒<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/leader26/leader26.pdf>

全国保育協議会 平成26年度 保育所リーダー トップセミナー

【本研修会の特色】

- ◎保育現場を率いる、リーダーとしてのさらなる研鑽
- ◎子ども・子育て支援新制度を理解し、今後求められる役割の理解
- ◎リーダーとして、次代を担う人材の育成  
(職員が継続的に成長・発展できる職場環境醸成の手法を理解)

- ◆日 程 平成27年2月9日（月）～10日（火）
- ◆会 場 東京ビッグサイト「レセプションホール」  
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL. 03-5530-1111
- ◆定 員 400名
- ◆締 切 平成27年1月19日（月）⇒2月2日（月）に延長  
(定員に達し次第、締切とさせていただきます場合があります)
- ◆参加費 会員 14,000円、会員でない方 19,000円  
(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)
- ◆対象者 所長・園長、または準ずる方  
(主任保育士等、現場リーダー層を含む)
- ◆主 催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会  
(実施主体：全国保育協議会)

◆プログラム

【第1日目・2月9日（月）】

- 13:00～14:00 行政説明「子ども・子育て支援新制度等について」（仮題）  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課  
平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行を目前に、いま押さえておくべき内容について、その概要を説明いただきます。
- 14:15～15:15 基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」  
全国保育協議会 会長 万田 康  
これまで、全国保育協議会では、子ども・子育て会議等に対して各種意見・要望を行ってきました。  
子ども・子育て支援新制度で実現した要望、今後も引き続き全保協として意見表明していく内容等について報告します。また、昨今の社会

福祉法人の在り方等に関する議論を踏まえ、保育所を有する社会福祉法人に求められるありようについて考える機会とします。

15:30 ~ 17:00 講義Ⅰ「社会福祉法人の在り方について 報告書をふまえ、社会福祉法人（保育所）に求められる役割」

大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏  
平成26年5月、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」が発出され、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました。また、社会保障審議会福祉部会において議論が進み、「地域における公益的な活動」の一層の推進への要請等、社会福祉法人を取り巻く情勢が大きく変化するなか、求められる対応について理解をすすめます。

【第2日目・2月10日（火）】

9:00 ~ 10:30 講義Ⅱ「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について」

淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏  
子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が提供されることとなります。教育・保育要領の意図する、学校教育としての幼児教育を理解するとともに、保育における教育との「ギャップ」について考えます。

10:45 ~ 12:15 講義Ⅲ「組織リーダーに求められる人材育成・マネジメント」

株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏  
保育所に求められる機能が高度化・多様化するなか、現場を担う職員の継続的な成長・発展による質の高い保育の実現が、保育現場を担うリーダーに求められています。職員が定着し、また相互に支え合い成長を促す職場環境を醸成するための手法を、実際の事例等から考えます。

13:15 ~ 14:45 講義Ⅳ「これからの地域子ども・子育て支援」

東京都市大学 教授 小川 清美 氏  
子ども・子育て支援新制度では、13の「地域子ども・子育て支援事業」が位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って各地域で実施されます。また、幼保連携型認定こども園には子育て支援の取り組みが義務づけられました。従来から実施されるものに加え、新規に利用者支援事業が位置づけられる等、新制度で期待されている地域子ども・子育て支援の役割について理解します。

## ◆「第 10 回権利擁護・虐待防止セミナー」参加申込 受付中◆

全国社会福祉協議会は、「精神障害のある人の権利擁護・虐待防止」をテーマに、「第 10 回 権利擁護・虐待防止セミナー」を 3 月 6 日（金）に、全社協・灘尾ホールで開催します。

今年のセミナーは、相談・支援にあたる幅広い関係者の参加のもと、支援にかかる実践活動の情報と支援方策に関する制度等の理解を共有し、さらなる全国的な支援活動の展開・促進について研究協議することを目的としています。

なお、『保育の友』誌購読者には、割引特典（参加費一般 9,000 円、『保育の友』購読者 7,000 円）があります。

参加ご希望の方は、開催要綱を下記 URL からダウンロードの上、お申し込みください。

[http://zenshakyō.net/download/H26\\_kenriyogo.pdf](http://zenshakyō.net/download/H26_kenriyogo.pdf)（全国社会福祉協議会ホームページ）

## ◆「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む」を刊行（全社協出版部）◆

～これからの就学前に求められる学校教育 保育への理解を深める一冊～

平成 26 年 12 月に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を解説する、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」が内閣府、文部科学省、厚生労働省により示されました。

この解説への理解を深めるため、全社協出版部では、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む』をこのほど刊行しました。本書は、淑徳大学柏女霊峰教授による、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をより深く理解するための論文を掲載しています。また、資料として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説の全文に加え、子ども・子育て関連法（子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を解説する法律）や幼保連携型認定こども園の運営基準（特定教育・保育施設及び特定保育事業の運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準）などの関連資料や、実践をすすめるうえでヒントとなるよう『保育の友』からの特集記事（対談や実践事例）を抜粋し、この一冊で幼保連携型認定こども園の教育・保育に必要な資料がわかるように、まとめました。

これからの保育実践にも参考となる一冊です。

- 定価等：本体 1,500 円（税別）、B5 判・288 頁、2015 年 1 月発行
- ご注文は、下記にご連絡ください。

全社協出版部受注センター

TEL.049-257-1080      FAX.049-257-3111

E-MAIL [zenshakyo-s@shakyo.or.jp](mailto:zenshakyo-s@shakyo.or.jp)